

平成30年第2回  
上小阿仁村議会臨時会  
会 議 録

平成30年 4月25日 (開会)

平成30年 4月25日 (閉会)

平成 30 年第 2 回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会） 年月日 平成 30 年 4 月 25 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 30 年 4 月 25 日（10 時 00 分）

○出席議員

1 番	伊 藤 秀 明 君	2 番	伊 藤 敏 夫 君
3 番	北 林 義 高 君	4 番	佐 藤 真 二 君
5 番	齊 藤 鉄 子 君	6 番	大 城 戸 ツヤ子 君
7 番	武 石 辰 久 君	8 番	小 林 信 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小 林 悦 次
総 務 課 長	小 林 博 隆
住 民 福 祉 課 長	加 藤 浩 二
主 幹 兼 産 業 課 長	小 林 雄 幸
建 設 課 長	大 沢 寿
代 表 監 査 委 員	鈴 木 孝 明
教 育 長	高 橋 充
教 育 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 幹 雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田 村 秀 幸
議会書記	上 杉 文 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会 期 の 決 定

- 第3 議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について
- 第4 議案第2号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について
- 第5 議案第3号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 第6 議案第4号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 第7 議案第5号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 第8 議案第6号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第9 議案第7号 上小阿仁村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

○会議録書名議員の氏名  
会議録署名議員の指名

2番 伊藤 敏夫  
3番 北林 義高

---

#### 10時00分 開会

○議長（小林信）ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林信） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、2番 伊藤敏夫君、3番 北林義高君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（小林信） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

### 説明員の通告

○議長(小林信) 説明員の通告がありますので、報告いたします。

総務課長 小林博隆君、住民福祉課長 加藤浩二君、主幹兼産業課長 小林雄幸君、建設課長 大沢寿君、代表監査委員 鈴木孝明君、教育長 高橋充君、教育委員会事務局長 齊藤幹雄君。

### 日程第3 議案第1号 上程・採決

○議長(小林信) 日程第3 議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長(加藤浩二) 提出議案の1ページをお開き願います。議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について。特定教育保育施設等の広域利用に関する契約を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。

次のページをお開き願います。専決第2号 専決処分書 北秋田市が保育を実施する児童に上小阿仁村立保育園を使用させることに関する契約及び上小阿仁村が保育を実施する児童に北秋田市立保育園を使用させることに関する契約を、地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。平成30年3月19日の専決。

3ページをご覧ください。こちらは、北秋田市の児童をかみこあに保育園に入園させるという契約でございます。平成30年3月19日に北秋田市と契約を締結しております。

続いて、5ページをお開きください。こちらが、上小阿仁村の児童を北秋田市立米内沢保育園に入園させる契約でございます。平成30年3月19日に北秋田市と契約を締結しております。いずれも、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの保育に係る契約となっております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 採決

○議長（小林信） 議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

#### 日程第4 議案第2号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第4 議案第2号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小林博隆） 資料は、臨時会提出予算関係議案になりますので、1ページをお開き願いたいと思います。議案第2号 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いします。専決第3号 専決書処分書 平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。3月31日の専決でございます。

3ページをお願いします。平成29年度上小阿仁村一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,369万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,432万7,000円とするものであります。

6ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。過疎対策事業債です。補正後の限度額が3億2,900万円でございます。対象事業費の確定により、620万円を減額したものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入補正でございます。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金240万8,000円の減額であります。これは、地方交付税の確定によるものでございます。9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税9,229万8,000円の追加であります。

これにつきましても、交付税の確定によるものでございます。20 款 村債、1 項村債、2 目過疎対策事業債、620 万円の減額であります。内訳は、社会資本整備総合交付金事業の舗装補修分が、120 万円の減額、道路施設点検分が、140 万円の減額でございます。かみこあにプロジェクト開催事業分 50 万円と特産品開発事業分 10 万円の減額につきましては、委託料の確定によるものでございます。また、民放ラジオ難聴解消支援事業分の 300 万円減額につきましては、委託した電波調査及び補助申請設計業務の結果から、事業後、設置工事、施設の工事を見送ったことにより、対象外となったものでございます。

12、13 ページをお願いします。歳出の補正でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費及び 6 目企画費は、いずれも過疎対策事業債の減額による財源更正でございます。17 目い樹い樹かみこあに応援基金費、751 万 4,000 円の追加です。これは、25 節積立金で、い樹い樹かみこあに応援基金にふるさと納税額を積み立てるものでございます。20 目人材育成基金、7,617 万 6,000 円の追加です。25 節積立金に、人材育成基金として積み立てるものでございます。8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費及び 2 目橋りょう維持費は、いずれも過疎対策事業債の減額による、財源更生でございます。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（1 番挙手）

○議長（小林信） 1 番 伊藤秀明君。

○1 番（伊藤秀明）説明のあった過疎債の 620 万円についてですが、620 万円を減額したということでしたが、このことについては、専決処分ですので、村長の判断でできるわけですが、本来であれば、3 月議会などにでも、もう少し、懇切丁寧に説明してもらいたい。当初予算で、これは良いことなのでやります。年度予算で、これはやはり、お金がかかってうまくなかったと、行ったり来たりの予算ではなかなか、我々議員のみなさんも、賛同できないと思いますので、副村長もいなくなったし、村長が、役場職員としての最年長の責任者でありますので、今後、若い課長を育てる意味でも、密接な課長会議を行って、きちんと、行政に対する事業費をつけてもらいたいと思います。

以上です。

（村長挙手）

○議長（小林信） はい、村長。

○村長（小林悦次）今、1 番議員からご指摘がありました件につきまして、今後、専決処分等につきまして、事前に分かっているものについては、新しい議会のもとで、新しいというのは、早い議会のもとで、分かった時点での報告をさせていただいて、ご理解を得られるように、対応させていただきたいと思

ます。また、庁舎内の事務処理等につきましても、できるだけスムーズにいくように、皆さんがご理解できるような対応、村民からも理解を得られるような対応を取らせていただきたいと思います。

本当に申し訳ございませんでした。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林信）他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信）他にないようですので、質疑を終結いたします。

## 採決

○議長（小林信） 議案第 2 号 平成 29 年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

## 日程第 5 議案第 3 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 5 議案第 3 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二）提出議案の 7 ページをお開きください。議案第 3 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について。上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるとでございます。

次のページをお開きください。専決第 4 号 専決処分書 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分する。平成 30 年 3 月 31 日専決でございます。

9 ページ以降に、内容を記載しております。主な改正点といたしましては、1 点目が、平成 30 年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、特例措置が、平成 29 年度までとなっていたものを、平成 32 年度までの 3 年間、延長することとなったものであります。

2 点目が、たばこ税の税率を、平成 30 年 10 月 1 日から、3 段階で引き上げるというものでございます。内容としましては、平成 30 年 10 月 1 日から 32 年 9

月 30 日までが、1,000 本につき、5,692 円。32 年 10 月 1 日から 33 年 9 月 30 日までが、1,000 本につき、6,122 円。平成 33 年 10 月 1 日以降が、1,000 本につき、6,552 円になるというものでございます。また、この税率の改正に伴い、手持品課税についても、既定がされております。

3 点目は、加熱式たばこの課税方式を、平成 30 年 10 月 1 日以降、5 年間かけて段階的に見直すというものでございます。

4 点目が、個人住民税において、障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の所要要件を、125 万円から 135 万円に引き上げ、均等割非課税限度額も引き上げるというものでございます。この他、全般的な改正としましては、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則等の一部を改正する法律が、平成 30 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴う、その改正に合わせた規定や条文の整備となっております。

この改正は平成 30 年 4 月 1 日から原則的な施行となります。税率の変更等につきましては、それぞれの年月日において施行されることとなります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 採決

○議長（小林信） 議案第 3 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

#### 日程第 6 議案第 4 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 6 議案第 4 号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二）提出議案 29 ページをお開きください。議案第 4 号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について。

上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。専決第 5 号 専決処分書 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分する。平成 30 年 3 月 31 日専決。

31 ページをご覧ください。内容につきましては、平成 29 年 1 月 18 日に公布された国民健康保険施行令の一部を改正する政令等により、改正された国民健康保険法施行令が、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条文を整備するものでございます。内容としましては、平成 30 年から都道府県の国民健康保険の保険者になることに伴い、国民健康保険の運営を都道府県が行い、国民健康保険運営協議会も県に設置されることに合わせまして、村が行っておりました国民健康保険につきましては、村が行う国民健康保険の事務とそれから国民健康保険運営協議会を上小阿仁村の国民健康保険事業の運営協議会に改めるものでございます。

この改正は平成 30 年 4 月 1 日から適用されているのものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 採決

○議長（小林信） 議案第 4 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

#### 日程第 7 議案第 5 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 7 議案第 5 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 提出議案 32 ページをお開きください。議案第 5

号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について。上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものでございます。

33 ページをご覧ください。専決第6号 専決処分書 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。平成30年3月31日専決でございます。

次のページをお開きください。主な改正内容を説明いたします。

1 点目は、地方税法の一部改正により、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として、県に納めるように制度が改められたことに伴い、その課税額の規定を同項の改正内容に合わせて改めるものでございます。基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、国民健康保険税のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付に充てるための課税額と規定しているものでございます。

2 点目につきましては、国民健康保険税の課税限度額を、54万円から58万円に引き上げるというものでございます。

3 点目は、国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を、これまでの27万円から27万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。

これらの改正は、平成30年4月1日から適用されるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 採決

○議長（小林信） 議案第5 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

## 日程第8 議案第6号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第8 議案第6号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小林博隆） 予算関係議案の15ページをお開き願います。議案第6号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,574万8,000円とするものであります。

22、23ページをお開き願います、歳入でございます15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、156万円の追加であります。これは3節素材売払収入で五反沢字多々羅沢地区村有林造材事業の森林認証材売払の収入見込みでございます。

24、25ページをお開き願います。歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費59万4,000円の追加です。7節の人夫賃金、9節の費用弁償、11節の賄材料費、14節のレンタル料、いずれも集住型宿泊交流拠点施設竣工式の追加経費でございます。東京農業大学応援団の方々の出演を依頼するものでございます。15節財政調整基金費55万7,000円の追加でございます。本補正の収支残を25節に財政調整基金として積み立てるものでございます。4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費44万3,000円の減額でございます。これは13節委託料で、ごみ収集運搬業務委託の変更契約締結によるものでございます。6款農林水産業費、2項林業費、4目造林事業費85万7,000円の追加です。これは13節の五反沢字多々羅沢地区村有林造材事業の委託料でございます。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

## 採決

○議長（小林信） 議案第6号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信）異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第9 議案第7号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第9 議案第7号 上小阿仁村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

（教育長挙手）

○議長（小林信）はい、教育長。

○教育長（高橋充）私事にかかわる案件でありますので、退席の許可をお願いいたします。

○議長（小林信）ただいま教育長から退席の申し出がありましたので、これを許可します。

（教育長退席）

○議長（小林信）提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（小林悦次）議案第7号 上小阿仁村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、本村教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、上小阿仁村小沢田字小沢田1番地19、氏名、高橋充、昭和26年3月10日生まれ。提案理由、本村教育委員会教育長高橋充氏が、平成30年5月20日で任期満了となるため、この議案を提出するものでございます。

高橋教育長につきましては、これまで秋田県教育庁高等教育課主幹、県立大館国際情報学院高等学校教頭、北秋田市立合川高等学校校長、県立大館鳳鳴高等学校校長などを歴任しております。村の教育長になってからは、教育立村を推進するため、学校教育及び社会教育にご尽力いただき、海外研修やイングリッシュキャンプなどの英語教育、奨学金制度の充実、保育料、小中学校の給食費などの支援、教育環境整備などに、幅広く対応をしていただいております。今後も、これまで以上に村のため、村民のために手腕を発揮していただきたいと思っておりますので、任命について、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小林信） 議案第7号 上小阿仁村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、無記名投票で行うことに決

定いたしました。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番 北林義高君、4番 佐藤真二君を指名いたします。

○議長(小林信) 投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(小林信) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否のあきらかでない投票は、会議規則第84条及び85条の規定により否とみなします。

なお、この採決の投票者は7名であります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼、投票)

○議長(小林信) 投票洩れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立ち合いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小林信) 投票総数7票、これは先ほどの議員数と符号しております。

そのうち、賛成7票

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、議案第7号 上小阿仁村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

高橋充君の入場を許可します。

(教育長復席)

○議長(小林信) 同意された教育長 高橋充君が議場におられますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○教育長(高橋充) 議長からお許しをいただきましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。教育長の任命につきまして、ご同意いただき、ありがとうございました。これからも教育行政の充実に努めて参りたいと思います。今まで以上の、議員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

閉 会

○議長（小林信） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

これにて、平成 30 年第 2 回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

10 時 42 分 閉会